

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名：尾三衛生組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	71.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	75.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	88.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	94.0%
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

- 次の区分については、「—」と表記。
- ①男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない区分
「任期の定めのない常勤職員以外の職員」、「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長相当職」、「本庁課長補佐相当職」、「36年以上」、「31～35年」、「26～30年」、「21～25年」、「16～20年」、「1～5年」
 - ②情報公表の対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得る区分
「6～10年」
- 「1. 全職員に係る情報」において、男女の給与の差異が生じている背景には以下の要因がある。
任期の定めのない常勤職員で女性職員は平成24年度以降に採用され、勤続年数が男性職員と比べて浅く、課長補佐相当級以上の女性職員が在籍していないことから、男女の給与の差異が生じる要因となっている。
- 暫定再任用短時間勤務職員については、その者の勤務時間に応じて職員数を換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。